

大崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例

大崎市議会議員定数条例（平成25年大崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「30人」を「28人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。